

インボイス制度と販売事業

令和5年1月17日

公認会計士 甲斐野新一郎

1. インボイス制度とは

インボイス制度の導入は・・・
2023年10月1日から

①小規模事業者に対する

○課税事業者：318万(うち簡易課税：114万)
○うち個人事業者：114万人(うち簡易課税：64万人)

○免税事業者：180万程度??? (488万人?)
⇒販売金額1000万円以下の農業経営体：85万
⇒自給的農家：72万戸
*インボイスの対象はBtoB。BtoCは該当しない

②増税であり

○インボイスによる増税効果：約2,480億円程度
(第198回国会 (平成31年2月26日) 答弁より)
=372万人×(BtoB：4割)×(納税額：15.4万円)
⇒軽減税率の導入による税収の減少：約1兆円
⇒防衛費増額に対する所得税、たばこ税：各2千億円

③その上、事務手続きが増加する

○電子帳簿保存法(電帳法)が2024年から実施されることから、電子媒体での証憑の保存が必要

⇒デジタルインボイス

電子帳簿保存法
2024年1月1日から

2. 消費税の仕組み

① 免税事業者

- 基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者
- 免税事業者に対しても一般的には消費込みの代金が支払われるため、この部分が益税(合法的に、国庫に納入する物として事業者が消費者や顧客から預かった税を、納入せず事業者の利益としたもの)が発生する

② 簡易課税事業者

- 課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類区分(事業区分)に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除する仕組み
- 簡易課税の事業者は仕入控除にあたりインボイスが不要

簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)をいいます。
第3種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいい、第1種事業、第2種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第4種事業	60%	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種事業となります。
第5種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第1種事業から第3種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第6種事業	40%	不動産業

声優やアニメーターは第5種に分類されるため、みなし仕入率が低く社会問題になりました

2. 消費税の仕組み

③一般課税の事業者

○課税期間中の課税売上げに係る消費税額－課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額＝消費税額に基づき納税する

○「課税売上げに係る消費税額」、「課税仕入れ等に係る消費税額」については、それぞれ税率の異なるごとに区分して計算した金額を合計する

○インボイス制度の導入により、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑥ (株)〇〇御中

①

②

③

④

⑤

③ → * 軽減税率対象

3. インボイスの特例

①農協特例

- 農協等の組合員その他の構成員が、農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した、農林水産物の販売（その農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行うものに限ります。）は、適格請求書を交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務が免除。
- 農林水産物を購入した事業者は、農協等が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件
 - ① 無条件委託方式
出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること
 - ② 共同計算方式
一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

②卸売市場特例

- 卸売市場法による卸売業者等が卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う同法に規定する生鮮食料品等の販売は、適格請求書を交付することが困難な取引として、出荷者等から生鮮食料品等を購入した事業者に対する適格請求書の交付義務が免除
- 生鮮食料品等を購入した事業者は、卸売の業務を行う事業者など媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件
- 卸売市場法以外の事業者も一定の要件を満たせば認められる（民間市場）
- 生鮮品の販売の委託を受けて行われるものに限定され（手数料方式）、買い受けて行われるもの（売買方式）と区別して管理されていることが必要

③媒介者交付特例

- 委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付
- 受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認めらる（代理交付）。
- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること

4. JA・市場特例以外の取引例

【免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A】

令和4年3月8日

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

	米穀販売						
	委託(共同計算)		買取販売				
収益認識基準(会計)	純額表示		総額表示				
手数料	2.0%	2.0%	価格差				
農家	課税農家 (簡易課税)	免税農家	課税農家 (簡易)	免税農家 (移行措置後)	免税農家 (移行措置終了後)	免税農家 (当初3年：80%)	免税農家 (次の3年：50%)
買入価格(税抜き)			10,000	10,000	9,260	9,843	9,616
販売価格(税抜き)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
売り手(実需)	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880
うち消費税	880	880	880	880	880	880	880
買い手(JA)			10,800	10,800	10,000	10,630	10,385
うち消費税			800	800	741	787	769
手数料(税込み)	242	242					
手数料(税抜き)	220	220					
仮受消費税	22	22	880	880	880	880	880
仮払消費税	0	0	800	0	0	630	385
支払消費税	22	22	80	880	880	250	495
JAの収益	220	220	920	120	860	907	889
農家の消費税							
仮受消費税	880		800				
仮払い消費税	704		640				
支払消費税	176		160				
益税の発生等		受入消費税部分 はは益税として 所得計上		農家の益税部分を JA負担すること になり問題になる可 能性	仕入控除できない部分の買入価格を引き下げる 当初3年間は8割の仕入控除ができるので、課税農家より手取 りが多くなる 4年目以降は課税事業者になった方が手取りが増加する		
実質農家所得(現金)	11,462	11,638	10,640	10,800	10,000	10,630	10,385
共計コスト	共同計算の場合、JA手数料の他 保管料等が控除される		買取販売の場合は保管料等はJAの負担となる				
インボイスの発行	実需者・市場へのインボイスの 発行は媒介者であるJAが代行		実需へのインボイスの発行は売り手であるJA				

5. デジタルインボイスとは

【デジタルインボイス】

デジタルインボイスとは標準化され、構造化された電子版の請求書で、適格請求書発行事業者の登録番号、相手先の名称、品名、単価、数量、取引金額といったデータがセットされています。デジタルインボイスを受け取った事業者は、これらのデータを活用した、後工程である支払業務や記帳業務等のデジタル化が期待できます。

デジタルインボイスは、各ユーザーのペポルアクセスポイントを通して送受信を行う仕組みであり、お互いのユーザーが同じソフトウェアを導入する必要はありません。この仕組みは、お互いで異なるインターネットサービスプロバイダーを利用しても送受信可能な電子メールと同じです。さらに、デジタルインボイスは、その送信時に整合性チェックが行われる仕組みで、インボイスの記載項目が網羅されているデータのみが送受信されることとなります

日本版Peppol (Pan European Public Procurement Online)

電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」に関するグローバルな標準仕様です。国際的な非営利組織である「OpenPeppol」という団体により管理されています。

6. 令和5年 税制改正大綱

【令和5年度税制改正大綱】

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

制度開始後3年間（2026年9月30日まで）は仕入税額相当額の80%、その後の3年間（2029年9月30日まで）は仕入税額相当額の50%が控除可能

インボイス制度開始時から登録を受ける場合の手続きの緩和

2023年（令和5年）4月以降に、同年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、同年3月31日までに登録申請書の提出ができないことについて「困難な事情」を記載して提出することとされていたが、その「困難な事情」の記載が不要

7. JAの取組み

JAの共同計算販売・市場委販売以外の取引(買取販売、実需者向販売など)が一定規模の農業者は、免税事業者の規模(売上1000万円以下)であっても、課税事業者を選択した方が農家手取りは大きくなる

⇒移行期間終了後は対象販売高の6%程度の差になる

記帳と納税事務

① マイナンバーカードの取得

○e-Taxの利用のためにはマイナンバーカードが必要

② e-Taxの利用

○課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書もe-Taxで申請可能

③会計ソフトの導入

○記帳支援システムその他、市販のソフトの利用も検討

④JAとの取引記録の電子データでの提供

○JAとの取引記録については電子データでの提供
⇒電子帳簿保存法への対応
⇒記帳の効率化

⑤納税資料の作成

○会計ソフトの活用⇒申告書の作成
○e-Taxによる申告(消費税、所得税)